



埼玉県報

第 2 2 8 5 号
平成23年5月10日
火 曜 日

目 次

規則

- [埼玉県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則\(産業人材育成課\)](#)

告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(南西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [身体障害者福祉法第15条の医師の指定\(障害者福祉推進課\)](#)
- [身体障害者福祉法第15条の医師の指定の辞退\(障害者福祉推進課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る告示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の告示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る告示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [彩の国デジタルアーカイブシステム開発業務委託に関する入札公告\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [第44期埼玉県労働委員会委員\(使用者委員\)候補者の推薦\(勤労者福祉課\)](#)
- [小中学校県費事務システム開発業務委託に関する入札公告\(教職員課\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法に基づく道路の位置の指定\(熊谷建築安全センター\)](#)
- [建築基準法に基づく道路の位置の指定\(熊谷建築安全センター\)](#)
- [建築基準法に基づく道路の位置の指定\(熊谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [埼玉県立がんセンター手術室及びICU部門システムに関する入札公告\(経営管理課\)](#)

規則

埼玉県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年五月十日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第四十四号

埼玉県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則

第一条 埼玉県立高等技術専門校規則（昭和六十一年埼玉県規則第七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「毎年度四月、六月、八月及び十月」を「普通課程にあつては毎年度四月とし、短期課程にあつては知事が別に定める時期」に改め、同項ただし書を削り、同条第二項中「校長」を「専門校の長（以下「校長」という。）」に改める。

別表第三号中「離転職者」を「求職者」に改め、同号の表埼玉県立職業能力開

発センターの項中

介護サービスク	六十人	六月
介護サービスク	六十人	六月
O A 実践科	二十人	六月
O A 実践科	二十人	三月
O A 実践科	二十人	一月

を「

介護サービスク 六十人 六月」に改める。

別表第四号の表中「校長が」を「知事が別に」に、「四十人」を「各回ごとに五十人」に、「二日」を「各回ごとに二日」に改める。

第二条 埼玉県立高等技術専門校規則の一部を次のように改正する。

別表第一号の表埼玉県立中央高等技術専門校の項中「設備システム科」を「空調システム科」に改め、同表埼玉県立川越高等技術専門校の項中「四十人」を「二十人」に改め、同表埼玉県立熊谷高等技術専門校の項中

木造建築

科 四十人 二年

を

木造建築科	二十人	二年
建築科	二十人	二年

に改める。

別表第二号の表埼玉県立川越高等技術専門校の項中

電気工事科

三十人	一年
-----	----

を

金属加工科	二十人	一年
電気工事科	三十人	一年

に改め、同表埼玉県立職業能力開発センターの項を削る。

別表第三号の表埼玉県立川口高等技術専門校の項中

機械科（デュアルシス

テム）	三十人	十月
-----	-----	----

を

機械科（デュアルシステム）	二十人	一
機械科（デュアルシステム）	十五人	十

年	月
---	---

に改め、同表埼玉県立熊谷高等技術専門校の項中

造園	機械科（デュアル
----	----------

科	四十人	六月
システム）	二十人	一年

を

機械科（デュアルシステム）	二十人	一
---------------	-----	---

年

に改め、同表埼玉県立職業能力開発センターの項中

介護サービ

ス科	六十人	六月
----	-----	----

を

介護サービス科	六十人	
サービス実務科	十人	

六月	一年
----	----

に改める。

附則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第一条中埼玉県立高等技術専門校規則第四条の改正規定、同規則別表第三号の改正規定（「離転職者」を「求職者」に改める部分に限る。）及び同規則別表第四号の表の改正規定は公布の日から、第一条中同規則別表第三号の表埼玉県立職業能力開発センターの項の改正規定は平成二十三年六月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第五百五十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitaiken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年五月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年四月二十五日
- 二 特定非営利活動法人の名称
（変更前）特定非営利活動法人ふじみ野学童保育共育ちの会
（変更後）特定非営利活動法人ふじみ野保育共育ちの会
- 三 代表者の氏名
金澤 正子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県ふじみ野市苗間一丁目十三番二十七号
- 五 定款に記載された目的
（変更前）この法人は、昼間労働等によって保護者が家庭にいないことにより、保育が必要とされるふじみ野市内の小学校に通う児童に対して、社会的責務として学童保育を行い、健やかな成長を願うとともに、この事業を通して安心、安全な放課後の遊びと生活の場を提供すること、保護者が安心して働き子育てができる地域社会の確立、且つ子どもと親、指導員、またそれに関わる地域住民が共に育ち合うことを目的とする。
（変更後）この法人は、昼間労働等によって保護者が家庭にいないことにより、保育が必要とされる零歳から十二歳の子どもたちに対して、社会的責務として保育を行い、健やかな成長を願うとともに、この事業を通して安心、安全な放課後の遊びと生活の場を提供すること、保護者が安心して働き子育てができる地域社会の確立、且つ子どもと親、職員、またそれに関わる地域住民が共に育ち合うことを目的とする。

告 示

埼玉県告示第五百五十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年五月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十三年四月二十七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人仲良し作業所

三 代表者の氏名

近 藤 三 枝

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市北区本郷町七百八十一番地一エレガントシティ一〇四号

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対し、自立した生活を送るために、作業の場を提供し、作業訓練や、コミュニケーション訓練などを行い、障害者が安心して暮らせる社会作りに寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第五百五十二号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

平成二十三年五月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

医師の氏名	指定障害区分	診療科名	医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
一柳 暢孝	ぼうこう又は直腸機能障害	泌尿器科	草加市立病院	草加市草加二 二一 一	平成二十二年十一月一日
桜田 伊知郎	視覚障害	眼科	医療法人慈照会 むさしのメディカルクリ ニツク	幸手市幸手二八〇七	平成二十三年三月二十九日
金子 卓	視覚障害	眼科	医療法人 金子眼科医院	人間市豊岡一 四 三一	同
別府 武	聴覚障害、平衡機能障害、 音声・言語機能障害、そ しやく機能障害	頭頸部外科	埼玉県立がんセンター	北足立郡伊奈町小室八一八	同
仲田 拡人	聴覚障害	耳鼻咽喉科	朝霞台中央総合病院	朝霞市西弁財一 八 一〇	同
古屋 賀津雄	肢体不自由	整形外科	医療法人泰一会 飯能整形外科病院	飯能市東町一二 二	同
尾上 祐行	肢体不自由	神経内科	防衛医科大学校病院	所沢市並木三 二	同
安西 敦子	肢体不自由	リハビリテーシ ョン	独立行政法人国立病院機構 東埼玉病院	蓮田市黒浜四一四七	同
富田 文博	肢体不自由	脳神経外科	富田脳外科クリニック	羽生市南三 三 一一	同
中里 泰三	肢体不自由	神経内科	リハビリテーシ ョン天草病院	越谷市平方三四三 一	同
深野 一郎	肢体不自由	整形外科	医療法人 深野医院	上尾市上町一 二 三二	同
高山 美紀	肢体不自由	整形外科	医療法人 高山整形外科	草加市新善町四一三 二	同
寶積 英彦	肢体不自由	内科	医療法人尚寿会 大生病院	狭山市水野六〇〇	同
池田 真	肢体不自由	内科	医療法人光仁会 南部厚生病院	春日部市大場二〇 一	同

伊藤 公雄	肢体不自由	内科	埼玉県立嵐山郷	比企郡嵐山町古里一八四八	同
辻 泰喜	肢体不自由	整形外科	川口パークタワークリニック	川口市幸町一七 川口パークタワー二F	同
川島 治	肢体不自由	内科	医療法人社団清幸会 行田中央総合病院	行田市富士見町二一七 一七	同
河野 貴文	肢体不自由	呼吸器外科	医療法人隆盛会 河野医院	東松山市松本町一五 二〇	同
井坂 大洋	肢体不自由	外科	特定医療法人橘会 みずほ台病院	富士見市西みずほ台二九五	同
岳 眞一郎	肢体不自由、肝臓機能障害	内科	医療法人福寿会 埼玉回生病院	八潮市大原四五五	同
宮永 威彦	肢体不自由	整形外科	医療法人親和会 鳳永病院	草加市谷塚町四一三	同
宮永 晃彦	呼吸器機能障害	呼吸器科	医療法人親和会 鳳永病院	草加市谷塚町四一三	同
加藤 律史	心臓機能障害	循環器科	埼玉医科大学国際医療センター	日高市山根一三九七	同
小泉 智三	心臓機能障害	循環器科	埼玉医科大学国際医療センター	日高市山根一三九七	同
小宮山 伸之	心臓機能障害	循環器科	埼玉医科大学国際医療センター	日高市山根一三九七	同
宮永 哲	心臓機能障害	循環器科	埼玉県立循環器・呼吸器病センター	熊谷市板井一六九六	同
後藤 博道	じん臓機能障害	内科	医療法人埼玉会 埼玉草加病院	草加市北谷一 二一 三七	同
松井 亜男	じん臓機能障害	腎臓内科	蓮田病院	蓮田市根金一六六二	同
小林 威仁	呼吸器機能障害	呼吸器科	埼玉医科大学病院	人間郡毛呂山町毛呂本郷三八	同
大森 秀一郎	呼吸器機能障害	外科	医療法人大久保病院	加須市砂原二八六一	同
町田 穰	呼吸器機能障害	呼吸器科	まちだ訪問クリニック	朝霞市本町一三四 一 ポンピラジュー一三	同

村上 善勇	呼吸器機能障害	神経内科	社会福祉法人恩賜財団済生会支部 済生会栗橋病院	埼玉県	久喜市小右衛門七一四 六	同
村上 てるみ	呼吸器機能障害	小児科	社会福祉法人恩賜財団済生会支部 済生会栗橋病院	埼玉県	久喜市小右衛門七一四 六	同
高木 融	ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害	外科	戸田中央総合病院	埼玉県	戸田市本町一 一九 三	同
堤 純	ぼうこう又は直腸機能障害	外科	医療法人健仁会 益子病院	埼玉県	川口市芝中田二 四八 六	同
桑原 博	小腸機能障害	外科	秀和総合病院	埼玉県	春日部市谷原新田一 二〇〇	同
今成 芳郎	肝臓機能障害	消化器内科	今成医院	埼玉県	北足立郡伊奈町小室二四六九 二	同
竹越 聡	肝臓機能障害	消化器内科	朝霞台中央総合病院	埼玉県	朝霞市西弁財一 八 一〇	同
佐野 智彦	肝臓機能障害	消化器内科	秀和総合病院	埼玉県	春日部市谷原新田一 二〇〇	同
藤間 泰	肝臓機能障害	外科	藤間病院	埼玉県	熊谷市末広二 一三七	同
神山 英範	ぼうこう又は直腸機能障害	外科	秩父市立病院	埼玉県	秩父市桜木町八 九	平成二十三年四月一日
阿部 裕一	肢体不自由	小児科	埼玉医科大学病院	埼玉県	人間郡毛呂山町毛呂本郷三八	平成二十三年四月十一日

告 示

埼玉県告示第五百五十二号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により指定の辞退があったので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

平成二十三年五月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

医師の氏名	指定障害区分	医療機関の名称	医療機関の所在地	辞退年月日
湖山 信篤	ぼうこう又は直腸機能障害	志木市立市民病院	志木市上宗岡五 一四 五〇	平成二十三年三月三十一日
阿部 智行	肢体不自由	北里大学北里研究所メディカルセンター病院	北本市荒井六 一〇〇	平成二十三年三月三十一日
山形 幸徳	肝臓機能障害	埼玉県立がんセンター	北足立郡伊奈町小室八一八	平成二十三年三月三十一日
三輪 正人	聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしゃく機能障害	獨協医科大学越谷病院	越谷市南越谷二 一 五〇	平成二十三年三月三十一日
青木 史暁	呼吸器機能障害	埼玉県立循環器・呼吸器病センター	熊谷市板井一六九六	平成二十三年三月三十一日
増田 一哲	肢体不自由	医療法人社団哺育会 白岡中央総合病院	南埼玉郡白岡町小久喜九三八 一二	平成二十三年四月一日

告示

埼玉県告示第五百五十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年五月十日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）フレッシュイ玉店

埼玉県本庄市児玉町八幡山四十五 一外

ロ 変更の概要

駐輪場の位置

（変更前）位置 図面省略

（変更後）位置 図面省略

荷さばき施設の位置

（変更前）位置 図面省略

（変更後）位置 図面省略

廃棄物保管施設の位置

（変更前）位置 図面省略

（変更後）位置 図面省略

ハ 変更年月日

平成二十三年四月二十七日

ニ 届出年月日

平成二十三年四月二十二日

二 縦覧期間

平成二十三年五月十日から平成二十三年九月十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年五月十日から平成二十三年九月十二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第五百五十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年五月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ベルク春日部緑町店

埼玉県春日部市緑町三丁目七百五十三の一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

・ 生活道路が来・退店車両のルートにならないような措置を講じてください。

・ 近隣への騒音（来店・荷捌き車両、台車、ショッピングカート、店内放送、来店者の会話等）及び照明等に十分に配慮した対策を講じてください。

・ 「春日部市商工業振興基本条例」及び埼玉県の「大型店、チェーン店の地域商業貢献に関するガイドライン」に基づいた地域商業及び地域社会への貢献に対する協力を努めてください。

二 縦覧期間

平成二十三年五月十日から平成二十三年六月十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

告 示

埼玉県告示第五百五十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年五月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

I K E A 新三郷

埼玉県三郷市新三郷ららシティニ 二 二

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）（仮称）I K E A 新三郷

埼玉県三郷市彦成字上深田千三百八 二十、千八百六十七 十一

（変更後）I K E A 新三郷

埼玉県三郷市新三郷ららシティニ 二 二

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）I K E A P r o p e r t y , S . L .

日本における代表者 ルドルフ・ストロイスニツヒ

千葉県船橋市市浜町二丁目三番三十号五階

（変更後）I K E A P r o p e r t y , S . L .

日本における代表者 ダニエル・ボブリック

千葉県船橋市市浜町二丁目三番三十号五階

ハ 変更年月日

平成十九年十二月十日外

二 届出年月日

平成二十三年四月十九日

二 縦覧期間

平成二十三年五月十日から平成二十三年九月十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年五月十日から平成二十三年九月十二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第五百五十七号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
一般競争入札に付する。

平成二十三年五月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

彩の国デジタルアーカイブシステム開発業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から平成24年3月31日(土)まで

(4) 履行場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成22年埼玉県告示第1075号)に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 国又は地方公共団体と契約金額7,000万円以上のシステム開発の契約を締結し、履行した実績を有する者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課映像コンテンツ担当 嶺 電話048-830-3734(直通)

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成23年6月24日(金)午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成23年6月23日(木)午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成23年6月23日(木)午後5時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課 平成23年6月24日(金)午前11時

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、

免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成23年5月30日（月）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格

設定する（調査基準価格未満の入札があった場合は、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。）。

(8) 手続における交渉の有無

無

(9) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成23年5月20日（金）までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出すること。

(10) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Development of a new service support system for the Sai-no-kuni Digital Archive System

(2) Deadline for Submissions:

By the electronic tender system: By 10:00 a.m. June 24, 2011.

By registered mail or in person: must be received by 5:00 p.m. June 23, 2011.

(3) Contact Information:

Video Content Group of the Commerce and Service Industry Support Division, Industry and Labor Department, Saitama Prefectural Government
Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301
Tel. 048-830-3734

告 示

埼玉県告示第五百五十八号

第四十四期埼玉県労働委員会使用者委員一名の補充を行うため、労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）第二十一条第一項の規定により、次のとおり使用者委員候補者の推薦を求める。

平成二十三年五月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 推薦資格

使用者委員候補者を推薦できるものは、埼玉県の区域内のみに組織を有する使用者団体とする。

二 被推薦者資格

労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第十九条の四第一項の欠格条項に該当しない者であること。

三 推薦手続

使用者委員候補者を推薦しようとする使用者団体は、推薦書及び略歴書を提出すること。

四 推薦期間

平成二十三年五月十七日（火）から同年六月七日（火）まで

五 推薦に必要な書類の提出先

埼玉県産業労働部勤労者福祉課

告 示

埼玉県告示第五百五十九号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
一般競争入札に付する。

平成二十三年五月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

小中学校県費事務システム開発業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から平成 24 年 3 月 31 日（土）まで

(4) 履行場所

埼玉県教育局教育総務部教職員課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成 22 年埼玉県告示第 1075 号）に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」の A 等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成 21 年 3 月 31 日付け入審第 513 号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成 21 年 4 月 1 日付け入審第 97 号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号 埼玉県教育局教育総務部教職員課システム整備担当 野沢、水出 電話048-830-6678 (直通)

(2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)

(3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)

(4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成23年 6 月24日 (金) 午後 1 時50分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成23年 6 月23日 (木) 午後 5 時まで (必着)

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成23年 6 月24日 (金) 午後 1 時30分まで

なお、代理人が入札書を持参する場合は、委任状を持参すること。

(5) 開札の場所及び日時

埼玉県教育局教育総務部教職員課 平成23年 6 月24日 (金) 午後 2 時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成23年6月10日（金）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成23年5月20日（金）までに、埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature of Services Required: Development of prefecture expense clerical work system software
- (2) Time-limit for tender:
 - By the electronic tender system; 1:50 p.m. June 24, 2011
 - By mail; 5:00 p.m. June 23, 2011
 - In person; 1:30 p.m. June 24, 2011
- (3) Contact point for the notice: Educational personnel Division, Education and General Affairs Department, Education Bureau, Saitama Prefectural Government, Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301, Telephone 048-830-6678

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第五十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年五月十日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十二年十一月九日

指令川建セ第二二〇一〇二〇号

二 検査済証番号

平成二十三年五月二日

川建セ第二三〇〇〇八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡嵐山町大字將軍澤字東方三三三番一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡嵐山町大字將軍澤三三三番地二

加藤 丈志

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行つた。

平成二十三年五月十日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

第 熊 十 二 号	指 定 番 号
建 築 基 準 法 第 四 十 二 条 第 一 項 第 五 号	指 定 道 路 の 種 類
平 成 二 十 三 年 二 月 三 十 一 日	指 定 の 年 月 日
埼 玉 県 児 玉 郡 美 里 町 大 字 小 茂 田 字 下 児 玉 東 二 百 三 十 一 番 五	指 定 道 路 の 位 置
三 十 四 ・ 九 五 メ ー ト ル	指 定 道 路 の 延 長 （ 単 位 メ ー ト ル ）
四 ・ 〇 メ ー ト ル	指 定 道 路 の 幅 員 （ 単 位 メ ー ト ル ）

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行つた。

平成二十三年五月十日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

第熊 一 号	指 定 番 号
建 築 基 準 法 第 四 十 二 条 第 一 項 第 五 号	指 定 道 路 の 種 類
平 成 二 十 三 年 四 月 二 十 日	指 定 の 年 月 日
埼 玉 直 根 児 玉 郡 神 川 町 大 字 植 竹 字 東 並 木 七 百 一 番 一	指 定 道 路 の 位 置
四 十 四 ・ 三 〇 メ ー ト ル	指 定 道 路 の 延 長 （ 単 位 メ ー ト ル ）
六 ・ 〇 メ ー ト ル	指 定 道 路 の 幅 員 （ 単 位 メ ー ト ル ）

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行つた。

平成二十三年五月十日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

第秩 一号	指 定 番 号
建築基準法 第四十二条 第一項第五号	指定道路の種類
平成二十三年四月 二十八日	指定の年月日
埼玉直秩父郡横瀬町大字横瀬字姿四二八〇番四	指 定 道 路 の 位 置
三十一・二六	指定道路の延長 (単位メートル)
四・二〇	指定道路の幅員 (単位メートル)

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年五月十日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘 裕 子

一 許可番号

平成二十二年三月十九日

指令越建セ第二一〇一八一〇号

二 検査済証番号

平成二十三年四月二十八日

越建セ第五四 一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町大字西条原字中通五百二十八番四、五百二十八番五、五百二十八番七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町宮代台一 八 九

古峰 一行

告 示

埼玉県病院事業告示第八号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
一般競争入札に付する。

平成二十三年五月十日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

手術室及び I C U 部門システム 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

平成23年9月30日(金)まで

(4) 納入場所

埼玉県立がんセンター

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送(書留郵便に限る)又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成22年埼玉県告示第1075号)に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場

所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約事務に関する問い合わせ先

〒330 - 0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 - 1 3 - 3

埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当 数藤(すどう)・原田

電話048 - 830 - 5985 (直通) ファクシミリ048 - 830 - 4905

(2) 仕様に関する問い合わせ先

〒362 - 0806 埼玉県北足立郡伊奈町大字小室818

埼玉県立がんセンター業務部 城

電話048 - 722 - 1111 ファクシミリ048 - 722 - 1129

(3) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)

(4) 入札説明会

なし。

(5) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成23年6月21日(火)午後2時まで

なお、停電の影響で電子入札システムへの接続ができない場合は、平成23年6月21日(火)午後2時までに当担当に申し出ること。

その場合、入札書の書面提出を承認するので、平成23年6月21日(火)午後5時までに紙媒体の入札書を当担当に持参すること。

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成23年6月20日(月)午後5時まで(必着)。ただし、上記アのなお書きの場合は、この限りでない。

なお、郵送の場合は、書留郵便によること。

(6) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成23年6月21日(火)午後3時

なお、停電の影響で、開札日時を延期することがある。

なお、開札への立会いは不要とする。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成23年5月31日（火）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

なお、停電の影響で電子入札システムへの接続ができない場合は、平成23年5月31日（火）午後5時までに当担当に申し出ること。

その場合、書面提出を承認するので、平成23年6月1日（水）午前11時までに紙媒体の書類を当担当に持参すること。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の場所へ、郵送又は持参により提出する。なお、郵送による場合は、書留郵便とし期限内に必着のこと（上記アのなお書きの場合は、この限りでない。）。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第9号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価

格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2) に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成23年 5 月20日（金）までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号 電話 048-830-5775（直通））へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

Period patient information management system and Patient information management system of intensive care unit

(2) Time-limit for tender:

2:00 p.m., June 21, 2011 (bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m., June 20, 2011)

(3) Contact Infomation:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,
Saitama Prefectural Government, takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-0063 Japan, Telephone: 048-830-5985